

「平成29年度起業人材育成事業運営業務」の委託に関する企画コンペ実施要領

平成29年度に高等教育コンソーシアム宮崎と宮崎県が実施する「平成29年度起業人材育成事業運営業務」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画コンペを実施する。

1 目的

企業が抱える課題や新サービス・新商品等の開発に取り組む県内企業の事業担当者を中心に、産学金労官が連携し、ビジネスプランの検討・作成を行うことにより、起業家精神の醸成に取り組む。

また、ビジネスプランの発表の場であるコンテストの開催を通じて、企業と県内学生の交流の機会を設け、魅力に富んだ県内企業への学生の関心の拡大を図ることにより、県内における若者の定着と確保を促進する。

2 委託業務の概要

別紙「平成29年度起業人材育成事業運営業務」業務委託仕様書のとおり。

3 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

4 委託契約額の上限

4,456,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。
- (5) 本業務の実施に当たって、行政、教育関係機関、経済団体、金融機関、企業等の関係機関との連携体制がとれること。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (7) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、委託者や宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

6 企画コンペ方法

(1) 事前説明会

ア 期日

平成29年6月19日（月）午後3時から

イ 場所

まちなかキャンパス（宮崎市橘通東3丁目4番36号 村武ビル1階）

ウ 留意事項

企画コンペに参加しようとする者は、原則として事前説明会に参加すること。また、参加する者は、平成29年度起業人材育成事業運営業務企画コンペ事前説明会参加申込書（様式1）を平成29年6月16日（金）午後5時までに電子メールで提出すること。

(2) 提出資料

次のとおり企画提案書を6部（正本1部、副本5部）、それぞれA4ファイル（タテ型）に綴じて、提出すること。

また、文字サイズは11ポイント以上とすること。

	内 容	様 式	規 格	枚 数
1	平成29年度起業人材育成事業運営業務企画提案書	様式第3号	A4	1枚
2	企画書	任意	A4	10枚以内
3	本業務に係る見積書	任意 ※1	A4	1枚
4	本業務に係る見積積算資料	任意 ※2	A4	1枚
5	業務スケジュール	任意	A4	1枚
6	会社概要（既存のもの）	任意	任意	任意
7	業務実績（過去2年以内の地方公共団体との契約実績）	任意	A4	1枚

※1 宛名は「高等教育コンソーシアム宮崎 会長 池ノ上 克」とすること。

※2 業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

(3) 企画提案書のテーマ及び業務スケジュールの作成について

ア 企画提案書

別添の仕様書の業務内容について、提案内容を作成すること。

なお、業務目的を達成するために必要と思われる事項について、仕様書に記載がない場合も提案者が独自に提案してかまわないが、提案にあたっては、過去の実績等を踏まえて具体的に提案すること。

イ 業務スケジュール

仕様書の業務内容について、提案者が考える作業スケジュール、作業項目及び作業項目ごとの作業人員予定数（一日当たりの人数、延べ人数等）を記載すること。

(4) 企画提案書の提出期限

平成29年7月3日（月）午後5時まで（必着）

(5) 選定方法

直接プレゼンテーションによる審査方式とし、提出された企画案について下記の点を総合的に審査の上、決定する。

- ・ 企画提案内容
- ・ 本業務の実施に必要な組織体制
- ・ 計画的な業務スケジュール
- ・ 見積金額（費用積算内訳）

(6) その他

- ①本要領に関する疑義は、質問書(様式2)を電子メール又は持参により、平成29年6月26日(月)正午まで受け付ける。なお、質問に対する回答内容は、事前説明会に参加した者全てに同様の内容を提供するものとする。
- ②提出された資料は返還しない。
- ③企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- ④採用された企画書は、協議の上、変更することがある。
- ⑤選考結果については、全参加業者に文書にて通知する。
- ⑥決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。なお、契約手続に要する費用は業者負担とする。
- ⑦提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- ⑧虚偽の記載をした提出書等は、無効とする。
- ⑨委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- ⑩参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

7 日程

- (1) 実施公告 平成29年6月9日(金)
- (2) 事前説明会参加申込締切 平成29年6月16日(金) 午後5時まで
- (3) 事前説明会 平成29年6月19日(月) 午後3時から まちなかキャンパス
- (4) 質問書提出締切 平成29年6月26日(月) 正午まで
- (5) 企画書等提出期限 平成29年7月3日(月) 午後5時(必着)
- (6) プレゼンテーション 平成29年7月7日(金) まちなかキャンパス
- (7) 選定結果通知 平成29年7月中旬(予定)

8 契約の締結

(1) 契約締結の手続きについて

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、高等教育コンソーシアム宮崎は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則(昭和39年規則第2号)に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、高等教育コンソーシアム宮崎及び県と契約の

相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

概算払いにより支払い、本業務の進捗及び実績に基づき精算する。その結果、委託業務の実施に要する経費に変更が生じる場合は、委託契約の額を変更するものとする。

9 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

(1) 宮崎県

総合政策部産業政策課産学官連携推進担当（担当：飯干、増田）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7967（直通）

E-mail sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 高等教育コンソーシアム宮崎

高等教育コンソーシアム宮崎事務局分室（まちなかキャンパス）（担当：横山）

所在地 〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目4番36号

電話 0985-55-0553（直通）

E-mail conso@of.miyazaki-u.ac.jp